

令和4年度

奈井江町教育委員会 事務事業の点検 及び 評価報告書

(令和3年度事業対象)

令和4年6月

奈井江町教育委員会

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の知見も活用しながら点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出すると共に公表することが義務付けられています。

昨年度は、引き続きコロナ禍の影響を受ける中、これまでの経験を活かし、その時々状況を踏まえながら、学校や教育関係団体等と相談を重ね、奈井江町の教育大綱である「奈井江町教育ビジョン」の策定をはじめ、学校運営や生涯学習事業を推進してきました。

新たな「奈井江町教育ビジョン」の策定では、町民 30 名による検討委員会での意見交換や教育委員会での熟議、総合教育会議の審議、パブリックコメントを経て、新たな「奈井江町教育ビジョン」を策定いたしました。

学校運営では、喫緊の課題とされる GIGA スクールの対応として、オンライン学習や教育支援ソフトを活用した授業実践など学校生活全般で活用促進を図り、新たなスタイルで学校運営を進めてきました。

また、小学校 3 年生以上の児童を対象とする公設塾「ななかま」を開設し、学校との連携や町民の協力を受けながら、子どもたちの学ぶ意欲の育みを支援してきました。

生涯学習関係においては、施設の臨時休館や町民限定の利用など、文化やスポーツなどの活動機会が減少する中、関係団体等と情報共有を図り、運営や活動の相談を重ねながら学びの場の提供に努めてきました。

こうした状況の中で、令和 3 年度に実施した教育委員会の主要な施策や事業について、点検と評価を行い、その結果を本報告書にまとめました。

令和 4 年 6 月

奈井江町教育委員会

目 次

1	学校教育を充実します	3
2	豊かな心と健やかな体の育成を推進します	5
3	快適な学習環境の整備を推進します	6
4	多様な教育機会の支援を推進します	7
5	子どもの健全な育成を推進します	8
6	生涯学習活動を推進します	9
7	楽しく参加できる生涯スポーツを推進します	11
8	個性豊かな芸術文化を推進します	12

○ 外部評価委員

外部評価 委 員	塩 田 邦 恵
	新 田 一 寛
	中 村 尚 子
開 催 日	令和4年6月24日

○ 新型コロナウイルス感染症対策による 学校の学年閉鎖及び公共施設の休館期間

○関連規則ほか

<ul style="list-style-type: none"> ・奈井江町教育委員会 ……13 事務事業の点検及び 評価に関する規則
<ul style="list-style-type: none"> ・奈井江町教育委員会 ……14 事務事業の点検及び 評価の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ・奈井江町教育委員会 ……15 事務事業外部評価会 議設置要綱

小学校 (5学年)	1月25日～1月27日
公民館 郷土館 図書館 文化ホール 体育館 町民プール	(休館) 5月17日～6月20日 8月27日～9月30日 (町民限定利用) 1月27日～3月21日

令和3年度 教育委員会 事務事業の点検及び評価

「令和3年度 奈井江町 教育行政執行方針」で掲げた主な施策に基づき実施した事業について、各担当係及び教育委員会による内部評価を記載しています。

1 学校教育を充実します

① 一人ひとりへの細かな指導を実施し、基礎学力の定着を図るため、町独自に教諭を採用し35人学級編成を継続します。

また、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者にとっても、安心して学ぶことができるよう町費による支援員を配置すると共に関係機関と連携した相談体制を継続し、支援を必要とする児童生徒の早期発見と対応に努めます。

② 昨年予定していた英語指導助手の2名体制の導入は、新型コロナウイルス感染症対策のために来日が叶わず実現に至りませんでした。引き続き関係機関に要望を行い、小中学校に各1名を配置する一方で、認定こども園はぐくみでの英語に親しむ活動の充実を図って参ります。

③ 新年度は、学校でのタブレット型コンピュータの使用が本格化していきます。GIGAスクール授業への対応をスムーズに行っていくための研修の実施と共に教職員の皆さんが児童生徒の指導方法や課題改善を検討する奈井江町教育振興会を支援し、より良い指導方法の確立や小中学校で統一した学習規律の浸透、授業づくりの活動を促進して参ります。このほか、各種教材の充実にも努め、とりわけ老朽化の著しかった中学校のビブラフォンほか5本の楽器について、更新を行います。

④ 学習の定着には、家庭学習の習慣化が大変重要です。

早い時期からの学習面のつまずき解消や学びの楽しさを通じて家庭学習を習慣化させるため、今まで3カ年間実施してきた公設塾の対象を中学生から小学3～6年生に変更し、開設期間も常設のものに改め、学校帰りに寄って自学習を行う公設塾に改編します。塾講師には全国から公募した地域おこし協力隊3名をすでに内定しており、小学校との連携を図りながら個別指導を進めて参ります。

< 推進項目 学校教育を充実します >

① 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・児童一人ひとりの細やかな指導と基礎学力習得に向け、期限付き教諭を採用し小学校（5年生）で35人学級編成を実施。 ・特別な支援を必要とする児童生徒や保護者にとって安心した学習環境となるよう、小学校に3名、中学校に1名の支援員を配置。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・町費期限付き教諭採用の35人学級編成により、児童一人ひとりと向き合う時間の確保や細やかな指導が行われている。 ・特別支援教育支援員配置により、生活面や学習面などの支援を行い児童生徒や保護者が安心できる学校生活に繋がっている。また、特別支援学級への在籍変更が必要と思われる子どもへの対応では、保護者との相談を重ね、学校や関係機関と連携して支援を行っている。

② 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導助手を2名体制とし、小中学校に各1名を配置。授業サポートや学校生活を通じて発音・コミュニケーションなどを養う活動を実施。 ・認定こども園の4・5歳児を対象とした英語活動の回数増加や3歳児クラスでも英語活動に取り組むなど充実を図った。 ・奈井江商業高校への派遣を行い授業サポートや英検対策など生徒のスキルアップ支援を実施。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導助手の2名体制により、こども園から高校までの英語活動が充実し、英語への興味やコミュニケーション能力が養われている。

③ 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA スクールを促進するため、小中学校での校内研修や小中高連携の研修会により、タブレットを活用した授業づくりや指導方法を学び、授業や行事、児童会や生徒会活動など、学校生活の様々な場面で活用が図られている。 ・部活動加入者が減少する中、音楽を通じた生徒の意欲的な活動を図るため、老朽化した吹奏楽器の更新とともに、小中学校や公設塾「ななかま」と連携し、児童を対象に音楽の体験活動を実施。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットの活用方法をはじめ、校内や家庭などにおける活用ルールの作成など、状況確認や今後の進め方について小中学校と協議を行い、日々の学校生活での活用とともに ICT 教育が促進されている。

自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 小学生時代に音楽の楽しさを知り、中学校で意欲を持ち活動が図られるよう実施した体験活動において、参加した複数名の児童から吹奏楽部への入部を希望する声があり、意欲向上に繋がっている。
④ 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 学習面のつまずき解消や苦手意識を克服し、自ら学ぶ力の育みを支援するため、小学3～6年生を対象とし学校帰りに自学自習を行う常設の公設塾「ななかま」を開設。 課題の共有や運営に関する協議など、小学校と連携した自主学習の支援をはじめ、まちの先生による特別授業や体験活動を実施した。また、長期休業期間には「子ども朝活推進事業」と連携し、学習活動や運動、音楽など様々な体験活動を実施した。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 通塾する子どもたちは、当日の学習内容を自ら考え取組み、約8割の児童が町推奨の家庭学習時間を達成している。また、まちの先生による特別授業をはじめ、子ども朝活推進事業と連携した学習活動や音楽、運動などの体験活動により、子どもたちの学びに対する意欲が向上している。

(外部評価会議の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 学校でのタブレット活用について、卒業式や学校に行けない児童生徒への対応など、十分に活用されていると思う。今後、子どものプラスになることを考え、自宅に持ち帰り活用することを進めてほしい。 小学校の空き教室を利用したアーロン先生の活動は、いつでも英語に親しみやすくなる環境となり、とても良いことだと思い継続してほしい。 「ななかま」は、吹奏楽など多くの面で良い活動を展開し、子どもたちの通いたいという気持ちを育てている。今後もこうした活動を継続してほしい。
--

2 豊かな心と健やかな体の育成を推進します

- ① 奈井江町には、子どもたちが学ぶべき素晴らしい生きた教材があります。実際に使われている圃場や海外への輸出を主とする立地企業の工場などに入り、手足を動かして体験し、また目の当たりにして基幹産業を学べる場は大きな財産であり、これらを通じて郷土愛を育み、社会性を身に付ける学習を本年も推進します。

② 子どもたちが自己の生き方を考え、自立した人間としての道徳性を涵養する道徳教育を推進します。また、子どもたちへのアンケートや教育相談などを通じて、いじめなどの未然防止や早期発見、早期対応に努めると共にスクールカウンセラーを活用し、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図り、子どもたちの心の成長を支援します。

< 推進項目 豊かな心と健やかな体の育成を推進します >

① 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 小学校において農作物を育て命の大切さを学ぶ体験学習のほか、町内企業訪問等による地域を学ぶ活動を実施。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験や企業訪問など地域や人との関わりを通じながら、郷土愛の育みや他人への思いやり、社会性などを身に付ける貴重な体験に繋がっている。

② 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校での授業や行事をはじめ校外活動など、様々な場面を通じて、自身を認めることや他者を尊重する道徳教育が実践されている。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活や日常生活における児童生徒の活動が、道徳への関心を高めることに繋がっている。

(外部評価会議の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ふるさと教育では、コロナ禍での制約はあったが対策を講じながら、できる限りのことは実施していく方針で活動が展開されている。 中学校や奈井江商業高校も含めて、これからの GPS を活用した農業を見て学ぶ取組みができれば良いと思う。 事業所訪問では、受け入れ側の理解と活動へのサポートに取組みながら、就職など進路に繋げていくよう進めてほしい。
--

3 快適な学習環境の整備を推進します

① 奈井江町教育ビジョン（計画期間：平成 24 年～令和 3 年）が、最終年を迎えます。新ビジョン策定のため、生徒や保護者、学校、社会教育・体育の関係者を始め、町内の各界各層の方たち 30 名で構成する検討委員会を開催し、この 10 力年の検証と新しい教育ビジョン策定に向けた議論を交わし、奈井江町が目指す教育理念や目標などについて策定して参ります。

< 推進項目 快適な学習環境の整備を推進します >

① 実施状況	・令和4年度からの新たな教育ビジョンを策定するため、生徒や保護者、学校、社会教育・体育を始め、産業、福祉など30名の方が参画し、これまでの取組みや今後の教育に必要なことに対する意見交換を踏まえ、教育委員会での議論、総合教育会議の審議、パブリックコメントを経て新たな「奈井江町教育ビジョン」を策定。
自己評価	・町民や町、教育委員会組織全体で、学校教育と生涯学習における喫緊の課題や将来に向けた課題などを共有し、今後の教育で必要な取組みなど熟議を重ね、令和11年度までを期間とする奈井江町の教育大綱「奈井江町教育ビジョン」を策定した。

(外部評価会議の意見)

- ・教育ビジョンは、グループワークで出された意見をまとめ、学校教育や生涯学習など多岐の内容を盛り込み、町民にわかりやすい内容で良いと感じている。
- ・各項目にSDGsのマークを付けていくことも、一つのアイデアと思う。

4 多様な教育機会の支援を推進します

- ① 子どもの健やかな発達や円滑な進学のため、幼小中高が連携し、乗り入れ授業や授業交流など、相互理解と相互支援による教育活動の充実を図ります。
- ② 道立の奈井江商業高校については、昨年今年と入学者数が定員の半分程度となっています。引き続き、生徒募集のポスターやパンフレットの製作助成を行うほか、近隣中学校を対象とする募集活動に取り組むなど、多面的な支援に取り組みます。また、保護者に対する支援となっていた通学費の助成を廃止する一方で、生徒たちが学ぶための教材費や各種検定料に対する助成範囲を拡大し、学びの充実や目指す進路が実現し、この学校に来て良かったと実感できる教育活動への側面的支援を拡充して参ります。

< 推進項目 多様な教育機会の支援を推進します >

① 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校連携による授業参観や乗入れ授業、部活動見学をはじめ、高校との連携では、高校生が中学生に対し授業や手厚い進路指導など、学校生活の様子を伝えるオープンスクールを実施。 ・認定こども園と小学校の連携により、次年度に小学校へ就学する5歳児が学校を知る機会を実施したほか、中学校との連携ではマット運動の指導を実施。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・幼小中高の連携により、教育活動の相互理解や支援など、専門性を深めた授業など充実した学習内容とそれぞれの課題解消を図る取組みに繋がっている。

② 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の入学生から、保護者支援としていた通学費を廃止し、生徒のスキルアップを図る支援の充実に変更。 ・入学生確保では、高校と連携しながら中学校訪問を実施したほか、高校の魅力づくりについて検討を進めた。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒のスキルアップ活動への支援が、生徒の学習意欲向上や進路実現、生徒確保活動に繋がっている。

(外部評価会議の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・乗入れ授業など、こども園や高校を含め幼小中高の全体で取り組むことでより充実していくと思う。こうした連携を続けていくようにしてほしい。 ・こども園と中学校の連携では、体育教師の知識と経験を活かし、走ることや飛ぶことなど体の使い方を加えていくことで、より良い活動になると思う。 ・高校支援では、入学後、3年間の学びや資格取得などに対する町や学校のサポートをしっかりと伝えていくことで、入学者数も変わると思う。3年間の学びに対し、町や学校が汗をかきながら生徒がスキルアップするための支援を続けてほしい。

5 子どもの健全な育成を推進します

- ① 「子どもの権利に関する条例」の普及促進を図るため、子どもたちの社会参加や「子ども会議」の活動を支援しながら、教育を通じたまちづくりを推進します。

- ② 子どもたちの豊かな心を醸成し、観る聴くマナーを習得するため、芸術鑑賞会を開催し、小学生には演劇を、中学生にはコンチェルトホールでのコンサートをを行います。

< 推進項目 子どもの健全な育成を推進します >

① 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会議の活動や「町長と語る会」など、子どもたちの社会参加への支援を行ったほか、子どもの権利広報を通じ、子どもの権利に関する条例の普及啓発を実施。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 各学校や PTA、こども園、民生児童委員で構成する権利推進委員会により、子どもの社会参加活動を支えながら実施。 各学校で開催した「町長と語る会」やオンラインで実施した他市町児童生徒との交流では、自分の考えを述べながら意見交換を行っており、こうした活動を通じ子ども達の知識や見聞は広がっている。

② 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 小学生の芸術鑑賞会は中止となったが、こども園や全児童を対象にアウトリーチ事業を実施。 中学生を対象としたコンチェルトホールの音楽鑑賞事業では、ヴァイオリン・コントラバス・ピアノによる演奏を生徒や教諭 88 人が鑑賞。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> アウトリーチ事業や音楽鑑賞会の実施により、生の芸術に触れながら規範意識の向上や情操教育の推進を図った。

(外部評価会議の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 各学校や町の行事などにおいて、子どもたちの心の成長に繋がるよう、道德教育の視点も関連付けながら取組んでほしい。 こども園や小学校でのアウトリーチ事業、音楽鑑賞会などは、子どもたちの成長に大切な事業である。奈井江町の特徴でもあるコンチェルトホールを体験しながら成長し、巣立っていくよう、こうした取組みを継続してほしい。

6 生涯学習活動を推進します

- ① 町民一人ひとりがその生涯を心豊かに過ごし、学びを通じた町民同士のコミュニケーションや地域活動が促進されるよう、若いお母さんたちのニーズの把握などに努めながら、公民館講座を企画して参ります。

② 季節やイベントごとでの図書展示に工夫を凝らしながら、乳幼児から高齢者まで本に親しみ読書を楽しむ図書館の充実に努めます。年齢を重ね読書から離れざるを得なかった方たちのために活字の大きな本の蔵書を行うほか、乳児に絵本をプレゼントするブックスタート事業を皮切りに3歳児と保護者を対象とし本の紹介と読み聞かせを行うブックセカンド、5歳児に活字の増えた絵本プレゼントするブックサードなど、関係機関と連携を図りながら、生涯に亘る継続的な読書活動を推進して参ります。

< 推進項目 生涯学習活動を推進します >

① 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休館や集団接種などにより講座会場として使用できない期間もあったが、子どもを対象とした事業から大人の運動教室、書道講座など全町民を対象に事業を開催 (1) 大人の運動教室 延 90 名 (2) ブックフェスティバル(工作) 85 名 (3) 書道講座 7 名 ・ 文化祭の中止に伴い、個人や団体の創作活動を促し、作品展示を行う町民ギャラリー展を新たに実施。 参加者 33 団体 延 1,078 名 個人 延 10 名 作品数 1,425 点
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校をはじめ、関係課と連携を図り、開催時期や内容などの見直しを行いながら事業を実施。連続講座とすることで習熟度が増すことや健康増進に繋がるなど、参加者のニーズや活動内容の充実に繋がっている。 ・ 約3カ月間に渡る作品展示の実施により、個人や団体の創作意欲向上や活動促進に繋がっている。

② 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い年代を対象に読書推進事業を実施。 ・ ブックスタート事業を皮切りにブックセカンド事業やブックサード事業など、乳幼児から各成長期に応じた読書推進活動を実施。 (1) ブックスタート事業 21 組の親子に配布 (2) ブックセカンド事業 27 名 (3) ブックサード事業 33 名
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちには、親子で絵本に触れる機会を皮切りに、各成長期に応じながら継続した読書活動に繋げていく内容で事業を実施。 ・ 読書週間に応じた取り組みや高齢者への活字の大きな本の蔵書など、幅広い年代で読書推進事業を実施。

(外部評価会議の意見)

- ブックセカンドやサード事業時にブックトークを盛り込みながらの実施など、関心を持ってもらえるよう年齢を意識しながら事業を継続してほしい。
- 高齢者が読書を継続するため、活字の大きな本を購入している取組みは良いと思う。広報誌やホームページ、館内でのお知らせなど、新刊ばかりでなく大きな活字本なども広くPRしながら読書活動に繋げてほしい。
- 公民館講座では参加人数にとらわれることなく、続けていくようにしてほしい。

7 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します

- ① 各年齢層に合わせた運動教室の開催など、体育施設の指定管理者や関係機関と協力しながら、町民の健康づくりを支援します。また、経年劣化が進んだ体育館の屋根、外壁の改修に取り組みます。

< 推進項目 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します >

① 実施状況	<ul style="list-style-type: none">• 体育館及びプールの指定管理者 NPO 法人日本一直線道まちづくり研究会が自主事業として開催。• 体育館 ソフトテニス教室、ミニバレーボール教室 バドミントン教室、スラックライン（体験会） バルシューレ（体験会）を開催 延べ 144 回 1,123 名が参加• 町民プール こども水泳教室・水中ウォーキング教室を開催。 延べ 50 回 194 名が参加
自己評価	<ul style="list-style-type: none">• 指定管理者と連携を図り、感染防止対策を行いながら各種スポーツ教室を開催。町民の運動意欲向上と運動習慣定着に繋がっている。

② 実施状況	<ul style="list-style-type: none">• 町民歩こう会 コース 役場～ふれあいの森～寿公園（7km） 参加者 40 名
自己評価	<ul style="list-style-type: none">• 幅広い年代で参加があり、参加者全員が豊かな自然とふれあいながらの健康づくり事業を楽しんでいた。

(外部評価会議の意見)

- 教室運営では指導者の関係もあるが事業継続が大切。課題はあるが事業が継続できるよう体制の整備や内容など、引き続き連携して取り組んでほしい。
- 歩こう会のコースは坂がなく、距離も適切で幅広い年代が参加している。

8 個性豊かな芸術文化を推進します

- ① プロの演奏家から高い評価を受ける文化ホールでは、質の高いクラシックを中心とするコンサートを自主事業として開催して参ります。また、老朽化した調光設備の更新を行います。

< 推進項目 個性豊かな芸術文化を推進します >

① 実施状況	<ul style="list-style-type: none">• 文化ホール自主事業 (1) 中学校音楽鑑賞事業 (2) 仲道郁代ピアノ・リサイタル 幻想曲の模様 ～心のかげらの万華鏡～ (3) 第24回 音の玉手箱 (4) EL Ciero2020 LIVE 合計4事業 入場者延べ393人• 中止事業 新社会人激励コンサート・PMF2021 奈井江公演
自己評価	<ul style="list-style-type: none">• イベント開催時の人数制限により定員を縮小しての開催となったが、生の音楽に触れ、町民の心豊かな生活を過ごす活動が図られている。

(外部評価会議の意見)

- 音楽の技術を高めたいと思い、PMFに参加したメンバーが各地域で活動している。子どもたちが、こうした演奏者の姿を見て学ぶことも良いと思う。「音楽のまち」という視点から、この機会を活かし、子どもたちが興味を持ち活動へと繋がる取組みを行ってほしい。

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則

平成 20 年 12 月 25 日奈井江町教育委員会規則第 3 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日奈井江町教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定にもとづく奈井江町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務の点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(事務の点検及び評価)

第 2 条 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

(学識経験を有する者の知見の活用)

第 3 条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有するものの知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

(実施方針)

第 4 条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

(補足)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価の実施方針

平成20年12月25日 教育長決定

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則（平成20年教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、この実施方針を定める。

1 趣旨

奈井江町教育委員会は、毎年、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

2 事務の点検評価の対象

教育行政執行方針のほか、教育委員会が実施する事業。

3 事務事業の点検及び評価方法

- 1) 事務事業の点検及び評価は、毎年度1回実施するものとし、事務・事業の進捗状況をチェックするとともに、それぞれの課題や今後の取り組みの方向性を示すものとする。
- 2) 事務事業の点検及び評価は、奈井江町教育行政執行方針に位置づけられた、基本政策のうち、主要な事務・事業についてその取り組みについて点検評価を行うものとする。
- 3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用のため、「外部評価委員」を置き、その意見を聴取するものとする。
- 4) 教育長は、外部評価委員の意見をもとに、教育委員会の事務事業の点検及び評価報告書を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。
- 5) 教育委員会は、事務事業の点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を町議会へ提出するとともに、町民に公表するものとする。

4 実施時期

前年度分の事務・事業を取りまとめた資料を基に、当該年度に実施する。

奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議設置要綱

平成 20 年 12 月 25 日奈井江町教育委員会訓令第 1 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日奈井江町教育委員会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則
第 3 条第 2 項に基づき、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議（以下「外
部評価会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとす
る。

(所掌事務)

第 2 条 外部評価会議は、教育委員会が実施する施策、事業等の点検及び評価を
行う。

(組織)

第 3 条 外部評価会議は、3 名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者から、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が任期の途中で退任した場合にお
ける後任の任期は、退任した委員の残任期間とする。

4 委員は、同一の者を再び委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 外部評価会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は外部評価会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた
ときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 外部評価会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、外部評価会議において関係者の出席
を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(処務)

第 6 条 外部評価会議の処務は教育支援係において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、外部評価会議の運営に関し必要な事項は、
委員長が外部評価会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行